

令和元年度第3回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 議事録

日時：令和元年9月11日（水）18時30分から20時30分まで

場所：中原区役所 503会議室

■出席者

委員（部会長）	田園調布学園大学 教授	村井 祐一氏
	和光大学 教授	一瀬 早百合氏
	川崎地域連合 副議長	稲富 正行氏
	鷗友学園 特別顧問	柴田 頼子氏
	洗足こども短期大学 教授	坪井 葉子氏
	専修大学 教授	吉田 弘道氏

所管課	こども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当課長	川戸 大輔
	こども未来局こども支援部こども保健福祉課長	眞鍋 伸一
	こども未来局こども支援部こども保健福祉課児童養護係長	晝間 一樹
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長	笹島 忠幸

事務局	こども未来局総務部企画課長	阿部 克義
	こども未来局総務部企画課担当係長	為我井 直美
	こども未来局総務部企画課担当職員	佐々木 綾也

■議題

- （1）子ども・若者の未来応援プラン「量の見込み」と「確保方策」の考え方（案）について
- （2）（仮称）川崎市社会的養育推進計画の策定について

■傍聴者

なし

■配布資料

資料1：子ども・若者の未来応援プラン「量の見込み」と「確保方策」の考え方（案）について

資料2－1：（仮称）川崎市社会的養育推進計画の策定について

資料 2 - 2 : 旧計画概要

■議事

(1) 子ども・若者の未来応援プラン「量の見込み」と「確保方策」の考え方(案)について事務局から説明

○資料 1 をもとに所管課から概要説明。

<質疑等>

【委員】 養育支援訪問事業の育児・家事援助を行う、こども家庭支援員という方はどんな方なのか。

【所管課】 元学校の先生や、幼稚園、保育園の保育士などに児童相談所に登録していただいている。平成 29 年度に児童家庭支援センターが市内 6 か所に増えたということがあり、そちらへの相談件数が増えているような状況である。また、身近な地域による支援という点では、家庭と支援員のマッチングも難しいところもある。

【委員】 この件数は、0 歳から 5, 6 歳までとかのお子さんを持っている家庭への訪問なのか。

【所管課】 18 歳までのお子さんがある家庭が対象であり、主に利用しているのは未就学児のお子さんがある方々である。

【委員】 見込みと実績の乖離があったものはどれか。

【所管課】 一点目は先程ご説明した養育支援訪問の育児・家事援助である。二点目として地域子育て支援拠点事業がある。こちらは量の見込みのベースに就学前児童数推計を使っていたが、ニーズ調査の中で、地域子育て支援センターを利用しない理由のうち最も多かったものが「保育所や幼稚園を利用しているため」となっていることから、ベースを在宅児童数推計へ変更している。また、量の見込みの考え方として、案を 2 つ示しており、案 1 は、直近 3 年間の在宅児童数における新規利用人数の割合をみて、そのまま平成 31 年度以降に当てはめたもの。案 2 は、広報強化や地域バランスの改善などにより、新規利用人数は増えていくだろうという想定で量を見込んだものとなっている。

【委員】 案 1 のままでは、数字が落ちているのに何もてこ入れしないのかという話になると思われる。

【委員】 マッチングや本当に必要な人に必要なサービスがつながるような仕組みを作れば、より利用者は増えるのかもしれない。せっかくあるサービスが、本当に必要としている人たちにうまくつながっていないという想定をすれば、単に新規利用率の実績をみるだけでは少ないのではないかという論拠にはな

る。

- 【委員】利用促進をしなかったことにより、サービスをうけられなかった人々が、虐待などに繋がってしまうかもしれないという潜在的リスクを考えると、それを予防するという意味で、数字の低下を引き留めるべき。
- 【委員】ふれあい子育てサポート事業についても、現行の見込みと実績が乖離しているとのことだが、ほかのサービスの充実によってニーズが解消されているという可能性も考えられるか。また、前述の、ニーズはあるがサービスを繋げられていないという可能性もあるか。
- 【事務局】その可能性もある。現在民間でも類似のサービスを提供するところが増えていっているように感じている。また、援助会員と利用会員のニーズに差があり、マッチングが難しいというところもあると思われる。
- 【委員】宮前区の変化をみると、急激に落ち込んでいる。そもそも子どもの数が減ったのか、保育園ができて引き受け園児が増えたとか、いろんな理由が考えられるが。
- 【事務局】延べ利用数のため、利用回数の多い利用会員が1人いなくなると大きく変わってしまうような数字ではある。利用者が一定の年齢に達して対象から外れたという可能性もある。
- 【委員】現状の設定では、落ちた実績から令和2年にはV字回復することになるが、実績からみると横ばいくらいが妥当かとも思われる。
- 【事務局】数字として載ってはいないが、実際には平成31年度の実績が間に入るので、直接跳ね上がるわけではない。また、宮前区については、マッチングを強化することで、利用者の増加を見込んでおり、てこ入れを行うよう、事業者とも調整していきたい。
- 【事務局】今後のスケジュールとしては、11月下旬から12月にパブリックコメントの実施を予定している。そちらの案が固まった段階でまたご意見を頂く予定である。

(2) (仮称) 川崎市社会的養育推進計画の策定について

○所管課から資料2-1～資料2-2を基に概要説明。

- 【委員】今後、子ども若者の未来応援プランと統合していくということだが、計画期間が実は異なるので、見直すタイミングが変わってくる。こちらのプランは令和11年までの計画プランが、継続して子若プランに載っていくということか。
- 【所管課】令和11年度までの見込みを立てているが、長期スパンになるので、1期、2期、3期と分け、1期を令和3年度までで一旦区切り、また令和3年度に

子若プランと統合し、再度進捗状況の確認等検証を行っていきたいと考えている。

【委員】見直しのタイミングは、子若プランの策定と同じタイミングで見直せるといいかと思われる。

【委員】資料２－１の１枚目の裏面の下のほう、「２ 地域における相談支援の推進」の「主な施策の概要」というところで、議事（１）の地域子育て支援事業と、国が言っている子ども家庭総合支援拠点の関連について、現時点での方向性について教えていただきたい。

【所管課】まず、子ども家庭総合支援拠点について、厚生労働省は、児童相談所での通告件数が全国的に伸びてきているという中で、都道府県を対象に、児童相談所とは別に、より身近な地域で通告や相談を受ける場を設ける目的で、この子ども家庭総合支援拠点というものを児童福祉法で規定している。

一方で、母子保健法では子ども・子育て世代包括支援センターというものがあり、より身近な地域で、母子保健からの視点で早期発見、特定妊婦や妊娠期から出産後の相談対応を、子ども家庭総合支援拠点と連携して実施しなさいという規定になっている。

子ども家庭総合支援拠点については、国が市町村に子ども家庭総合支援拠点を必置にすると規定したところある。政令指定都市については各行政区に１カ所に設置することになっているので、本市においては各区に設置していく方向で、これから検討を進めていきたいと考えている。

地域子育て支援事業は、また別ものであるので、あくまでも行政の相談機関ということでの子ども家庭総合支援拠点である。

【委員】今後、母子保健法と児童福祉法が一緒になった組織体を新たに設置するための人材と予算がとれるということか。

【所管課】本市の場合、地域包括ケアシステムというものは、老人の部分の地ケアだけではなく、子どもも障害者も一緒になって地域包括ケアシステムというのを構築してきているので、区役所では、既にあらゆる相談を受けている。

児童虐待の相談・通告については、既に市町村も通告窓口、通告先になっているので、現在、区役所でも相談・通告は受けている状況であり、どのように組み込んでいくかが課題となる。

【委員】地域包括支援センターと新たな組織体が統合していくということもあり得るのか。

【所管課】現時点では考えていない。イメージとしては、区役所に専門の窓口があり何でも相談してくださいというようなものである。

【委員】川崎市では既に取り組んでいるなかで、新たなものができるのか。

【所管課】東京都を例にあげると、東京都にある子ども家庭支援センターが子ども家庭

総合支援拠点と位置づけている状況もある。国が定める子ども家庭総合支援拠点の条件を満たせば、拠点として位置づけることができる。

【委員】子ども版の地域包括ケアシステムをデザインするに当たっての中核的な役割をどのように担っていくかが1つの課題かと思われる。

【所管課】あくまでも地域みまもり支援センターという川崎の地域包括ケアシステムの枠組みはもう変えない前提で取組んでいくこととなる。

【委員】進学に関して今我々が必死になって大学でやっているのが就学支援制度、いわゆる大学への就学、高等教育無償化制度については、国が示している大学に行ける条件と、この計画における大学へ行くための支援制度とは同じものか。

【所管課】こちらは川崎市独自の社会的養育を必要とする方向けの制度を記載している。川崎市独自の奨学金は昨年度から開始しており、国でも学生支援機構の奨学金もあり、一定の支援は進んでいたが、川崎市ではこれに加えて、子ども・若者応援基金制度という、市民からの寄附等により、特に社会的養育の必要な子に、より手厚く支援するという観点から、市独自の施策を行っているところである。

【委員】使い勝手という意味では国よりもこちらが使いやすいのか。

【所管課】恐らくこちらのほうが使い勝手がいいと思われる。国の制度は、活用には厳しい基準があり、大学や専門学校に在籍をして、留年することなく進んでいけば給付金がもらえる制度で、途中で打ち切られる場合がある。本市の制度は国の制度に上乘せして、併用して給付することも可能である。

【委員】その場合は、過剰給付みたいなかたちにならないのか。

【所管課】川崎市の制度は、奨学金の額が、私立で月5万、年間60万で学費に充てる制度となっている。

【委員】児童養護施設も、どれくらいの規模の児童養護施設が適切かかというモデルを示していく必要があるのではないか。

【所管課】小規模の児童養護施設においては、定員6名に対して、職員が大体4名で交代勤務をしながら、常時2人ぐらいが6名の児童を見る施設が通常である。上手く進めていけばこの種類が一番いいと考えているので、本計画の中でも小規模の児童養護施設を増やしていこうと示しているところである。

【委員】大きな施設、敷地の中にグループホームがある種類は検討されなかったのか。

【所管課】自治体によって様々な施設形態があるので、御意見のように敷地内に小規模施設がある形態もある。本市の場合は都市部ということもあり、どちらかというとマンションみたいなイメージで、定員1ユニット当たり6人程度で、それが6戸あるような施設が比較的多いところである。

■閉会
事務局挨拶